

加美町 DX 推進官民連携プラットフォーム設置要綱

(名称)

第1条 本会は、加美町 DX 推進官民連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決に向け、多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、地域にイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を図り、持続可能な地域社会を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) デジタル技術を活用した生産性の向上に資する事業
- (2) 実践的な職業教育によるデジタル人材の育成に資する事業
- (3) 地域の DX 推進に資するシンポジウム、セミナー等のイベントの開催
- (4) 参加団体が実施する DX 推進に関する情報発信
- (5) 参加団体の情報共有及び交流に資する事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本要綱を遵守する企業、団体等の会員をもって組織する。

- 2 本会は、本社又は事業所等(サテライトオフィスを含む)を町内に有し、町内で DX 推進に資する活動を行うことを加入要件とする。
- 3 本会への加入を希望する者は、その旨を事務局が指定する方法で届け出ること、会員となる。
- 4 会員は、書面等により届け出て退会することができる。
- 5 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本要綱に違反又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業等を停止したとき
 - (3) 暴力団等反社会勢力と関係があると判明したとき
 - (4) 事務局と会員との間で、電話、E メール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を超えたとき
 - (5) その他、本会の運営に当たって重大な支障があると認められたとき

(運営)

第5条 本会への入会金及び年会費は、無料とする。ただし、プラットフォームで実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができる。

- 2 本会は、必要に応じて本会の運営に必要な事項を協議する運営協議会を設置することができる。
- 3 本会の会員は、運営協議会の設置を提案できる。
- 4 運営協議会は、会員から選出する。

(分科会)

第6条 本会は、必要に応じて会員の一部により組織された分科会を設置することができる。

- 2 本会の会員は、分科会の設置を提案できる。
- 3 分科会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 分科会の活動内容については、適宜事務局に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 本会に事務局を置く。

- 2 本会の事務局は、加美町役場ひと・しごと推進課に置く。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は運営協議会が別に定める。

附 則

本要綱は、令和4年7月13日から施行する。